

日弁連総第131号  
2004年3月31日

法務大臣 野 沢 太 三 殿

日本弁護士連合会  
会 長 本 林 徹

## 未決拘禁者処遇等についての検討機関の設置に関する要請書

当連合会は、貴職宛に2004年2月3日付で日弁連総第109号「行刑改革会議提言に基づく立法作業の在り方に関する申入れ」を行いました。その後の検討に基づき、改めて下記のとおり要請いたします。

### 記

#### 第1 要請の趣旨

1 行刑改革会議において議論の対象とされなかった未決拘禁者処遇と死刑確定者処遇（以下「未決拘禁者処遇等」という。）などについては、行刑改革会議の提言の趣旨に基づき、行刑改革会議と同様、調査検討のための審議機関を設けて、議論を行うべきである。

この審議機関は、法務大臣の私的諮問機関とし、そのメンバーには行刑改革会議のメンバーの再任も可能とし、さらに民間有識者と法律実務家、研究者などを補充することを求める。

2 この審議機関においては、比較的短期間の間に諸外国の実情なども調査検討し、新しい時代の必要性に見合った未決拘禁者処遇等に関する改革提言をまとめるべきである。そして、この提言と行刑改革会議の提言を総合して、監獄法全体の改正案の成案を得て、速やかに立法化を図ることを要請する。

#### 第2 要請の理由

1 行刑改革会議の提言に対する当連合会の積極的評価

昨年12月22日に行刑改革会議が公表された提言については、当連合会は、発表当日にこれを高く評価し、この提言に基づいて行刑改革を推し進めることを求め

る会長声明をまとめたところです。また、本年2月3日には、改めてこの提言について各項目ごとに検討し、詳細な意見をまとめ、若干の問題点の指摘を行いつつ、この提言の多くの部分に賛同する趣旨を明らかにしてきたところです。

## 2 行刑改革会議の提言と未決拘禁者処遇等

ところで、貴省におかれては現在、行刑改革会議の提言をふまえて、監獄法の改正を準備しているという説明を受けています。

しかしながら、今次行刑改革会議においては、受刑者処遇の問題に限定して議論がなされ、代用監獄問題を含む未決拘禁者処遇と死刑確定者処遇の問題は、全く議論がなされておられません。したがって、この提言だけに基づいて立法作業を行うとすれば、これらの問題は対象からは除外するしかないと考えられます。

このことは、提言の次の段落に明らかに示されています。

「我々は、この9か月間、議論を尽くした。そして、この提言をまとめ上げた。今後は、法務省が、強力な推進体制を組み、いちずに、専門性をいかしてその方向に邁進すべきである。まずは、早急に、当面実施可能な諸施策について洗い出し、これらを逐次実行に移していくとともに、可及的速やかに、監獄法を改正すべく、直ちに検討を開始すべきである。

最初にも述べたとおり、この提言は、年内に改革の方向を示すという至上命題があったため、「受刑者」に焦点を当てて検討したものである。そのため、改革を進めるに当たっては、受刑者と未決拘禁者の法的性質の違いなどをも踏まえ、細かく検討しなければならない問題点もあるはずである。我々の力の及ばなかったところである。専門的な知識、ノウハウをいかして、速やかにこの点の検討を行うことを期待する。」(49頁)

## 3 未決拘禁者処遇等に関する未解決の問題点

未決拘禁者の処遇に関連しては、代用監獄の廃止の問題、代用監獄における拘禁費用の負担、警察拘禁施設の独自の法規制の要否、被逮捕者処遇のあり方、未決拘禁者の無罪推定を受け、防御権を保障されるべき法的地位にふさわしい処遇、罪証隠滅目的を施設法における人権制限の根拠となし得るか、弁護人の接見交通権と施設管理権との関係、弁護人との秘密の信書発受の権利等の保障、未決拘禁者に対する作業・教育の保障などきわめて重大な問題があります。

また、受刑者処遇以外の問題としては、死刑確定者の処遇についても、その処遇の原則、心情安定のための措置の是非、外部交通のあり方、その生活のあり方などについて顕著な意見の対立があります。当連合会は、かつて廃案になった刑事施設法案は、死刑確定者の処遇について未決拘禁者の規定を準用している現行法(監獄法9条)と比較しても、その改悪になると考えています。この点については、国際人権(自由権)規約委員会からも日本政府に対し厳しい勧告が出されているところです。

これらの未決拘禁者と死刑確定者の処遇の問題については、弁護士会や研究者の多くと法務省の間に大きな見解の隔たりがあり、意見の一致を見るのが難しいと考えられたことから、今次行刑改革会議の審議の対象から意識的に外された経緯がありました。

#### 4 未決拘禁者処遇等の事項について早期に見解をとりまとめるための審議機関を立ち上げるべきです。

このように、重要かつ深刻な対立点を含む未決拘禁者等の処遇の問題点については、行刑改革会議と同様、別途の審議機関を作り、諸外国の調査や最近の国際人権準則などを調査し、検討を重ねて、有識者、法律実務家、研究者の意見の大勢をとりまとめることが重要であると考えます。

仮に、過去に刑事施設法案が3たび国会に提案されながら成立をみなかった根本原因を除去しないで、刑事施設法案に受刑者処遇について行刑改革会議でとりまとめられた事項を付け加えただけで、未決拘禁者等の処遇については根本的な再検討を加えないで立法化するようなやり方をとるとすれば、行刑改革会議の提言の趣旨にも反し、また当連合会としても到底これを認めることはできません。

今回の行刑改革会議の提言に基づく立法作業を確実に成功させるためにも、別途の調査検討のための審議機関を新たに設けることを提案します。

この審議機関は行刑改革会議同様法務大臣の私的諮問機関とし、そのメンバーには行刑改革会議のメンバーの再任も可能とし、さらに民間有識者と法律実務家、研究者を補充することを提案します。

この審議機関において、比較的短期間、例えば行刑改革会議の例に倣って本年4月から12月ぐらいの時間をかけて、諸外国の実情なども調査検討の上で、新しい時代の必要性に見合った提言をまとめ、これをもとに立法化を図ることが至当と考えます。

#### 5 二つの提言を総合して早期に監獄法全体の改正を

このようにして得られた新しい提言と行刑改革会議の提言を総合すれば、新しい監獄法全体の改正案をとりまとめることが可能です。

当連合会においては、先の申入れにおいて、まず受刑者処遇に限定した法改正を先行させるべきであると述べました。このような見解は、貴省が当連合会に受刑者処遇に関する勉強会の開催を提案されたときにも前提とされていたものであり、決して奇異な考え方ではありません。しかし、現行監獄法の改正として受刑者処遇に限定した法改正を行うことは、立法技術上、複雑な問題も多く、同時に全面的な改正を行うことができればその方が望ましいという点については、当連合会としても見解を共通にするものです。

したがって、未決拘禁者処遇等についても別途に審議機関を立ち上げ、新たに改革の提言をまとめ、受刑者処遇についての行刑改革会議の提言と合わせて改正を図

ることを改めて提案するものです。

未決拘禁者処遇等についてこのような審議機関において審議がなされている間にも、行刑改革会議の提言に沿った受刑者処遇についての法案の内容的な検討は並行して進めることが可能であり、時間を空費することにはなりません。貴省は、監獄法改正案全体の提案時期について、当初、来年の通常国会への提出を目指すとされていましたが、当連合会の見解によってもわずかの遅れで成案をまとめることが可能であると思料されます。

過去にこの問題をめぐって貴省と当連合会の間に20年以上に及ぶ対立の歴史的経過があったことを考えれば、この程度の時間的な余裕を持って、慎重にことをすすめたとしても、決して監獄法改正が遅きに失したという批判はあたらないと考えるものです。

以 上